

社会保険

Q

パートタイマーが健康保険や厚生年金保険に加入するとどのような給付が受けられますか。



A

健康保険・厚生年金保険の加入要件について

健康保険とは、事業所で働く人(被保険者といいます。)やその家族が病気やケガをしたとき、不幸にして死亡したとき、またお産をしたときに必要な医療の給付や手当金などの支給を行う制度です。(仕事上や通勤途中のケガ・病気・死亡は対象となりません)
厚生年金保険とは、一定の年齢に達した場合、病気やケガがもとで障害者となったり、また不幸にして死亡した場合に年金や一時金の支給を行う制度です。

この2つの保険は、法人の事業所はすべて、また個人の事業所(サービス業は除く。)は5人以上雇っている場合に適用事業所となりますので、加入しなければなりません。

パートタイマーが加入するためには、「1日または1週間の所定労働時間および1カ月の所定労働日数が一般従業員のおおむね4分の3以上の場合」の要件に該当することが必要となります。

被保険者とならない方は

パートタイマーが、健康保険の加入要件を満たしていない場合は、配偶者の被扶養者になるか、国民健康保険に入ることになりますが、配偶者の被扶養者になるための条件は次のとおりです。

- (1) 被扶養者の年間収入が130万円未満であること。
- (2) 被扶養者が60歳以上の高齢者や障害者の場合は、年間収入が180万円未満であること。
- (3) (1)、(2)の条件を満たしていて、なおかつ配偶者の年間収入の2分の1未満の年間収入であること。

保険料について

健康保険の保険料は標準報酬月額（およそ1カ月の給料相当額）の1000分の99.7（※全国健康保険協会 協会けんぽ千葉支部）を、40歳以上の介護保険被保険者は1000分の15.8（※2 全国健康保険協会の介護保険料の保険料率）を、厚生年金保険の保険料は1000分の174.74を事業主と被保険者がそれぞれ半額ずつ負担します。

※1 健康保険の保険料率は加入する協会けんぽの支部や健康保険組合により異なります。

※2 介護保険の保険料率は加入する健康保険組合によって異なります。

給付内容について

健康保険

- 本人が業務外の事由で病気やけがをしたとき、医療費の3割を負担すれば必要な治療が受けられます。
 - 医療費の自己負担額が高額になったとき、軽減措置として高額療養費が支給されます。
 - 病気やけがで4日以上会社を休み（そのうち初めの3日間は連続していることが必要）、給料が支払われないとき、4日目から1日につき標準報酬日額の3分の2相当額が支給されます。
 - お産で仕事を休み給料をもらえないときは、分べん日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）（分べんが予定日よりおくれた場合は予定日以前42日＋分べん日までの日数）、分べん日後56日の範囲内で、欠勤1日につき標準報酬日額の3分の2相当額が受けられます。
 - その他、埋葬料・出産育児一時金などの給付制度もあります。
- ※健康保険の給付の相談は、加入する全国健康保険協会（協会けんぽ）又は、健康保険組合で取り扱っています。

厚生年金保険

- 厚生年金保険に加入していた人が65歳に達し、国民年金から老齢基礎年金を受けられるようになったときは、老齢基礎年金に上乗せする形で老齢厚生年金が支給されます。
 - 厚生年金保険に1年以上加入しており、国民年金の老齢基礎年金を受けられる期間を満たしている人（男 昭和36年4月1日 女 昭和41年4月1日以前生まれ）には、原則（※）として60歳から65歳になるまで老齢厚生年金が特別に支給されます。
- ※生年月日により支給開始年齢が異なります。
- 厚生年金保険加入中の病気やけがで一定の障害が残った場合、その程度に応じて障害厚生年金や障害手当金が支給されます。
 - 一定の条件を満たしている人が死亡した場合、その人の要件と範囲に該当する遺族に遺族厚生年金が支給されます。
- ※厚生年金保険の相談は、年金事務所で取り扱っています。（年金に関するお問い合わせは、「ねんきんダイヤル」へ 0570-05-1165）